

ヘルプカードの導入に関するQ & A

■ ヘルプカードは必ず使用しなければならないのですか。

♥ 都におけるヘルプカード導入の趣旨を踏まえ、都立特別支援学校においてもヘルプカードの使用を進めることが望ましいと考えます。保護者への十分な説明を行い、理解と協力を求めてください。

■ 個人情報の保護にはどのように配慮すればよいですか。

♥ ヘルプカードの全ての項目に記入する必要はありません。支援を受ける際に必要な情報や伝えたい情報だけを簡潔に記入するなどして、個人情報の保護に留意してください。紛失に備え、緊急時の連絡先は学校にしておくなどの工夫も大切です。

■ 保護者の理解と協力が得られない場合には、どのように対応すればよいですか。

♥ ヘルプカードの意義や使い方などについて、十分な説明を繰り返し行う必要があります。また、ヘルプカードを受領するまでの間は、既存の緊急連絡カード等を工夫して活用するようにしてください（P6参照）。

■ 保護者には、どのような機会に説明すればよいですか。

♥ 在校生に対しては、全校保護者会や学部・学年・学級別の保護者会等の機会を利用することが考えられます。また、新入生には入学説明会等の機会を利用することが考えられます。いずれの場合も、各学校において理解啓発用の資料を作成するなど、説明の内容や方法を工夫する必要があります。

■ 各自治体は、普及促進のためにどのような工夫をしていますか。

♥ 自治体ごとに、リーフレット等を作成して地域住民への理解啓発に努めています。域内の自治体の福祉部署に問合せの上、必要な資料を収集して、保護者への説明に役立ててください。＊リーフレットは、各自治体のホームページにも掲載されています。

■ ヘルプカードを作成していない自治体がある場合には、どうすればよいですか。

♥ 既存の緊急連絡カード等を工夫して活用するようにしてください（P6参照）。

■ 「ヘルプマーク」とは何ですか。

♥ 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることにより、援助を得やすくするためのマークです。



平成26年度
ヘルプカードを利用した安全指導ハンドブック

東京都教育委員会印刷登録
平成26年度 第204号

発行日 平成27年3月27日
発行 東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課
所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
電話 03(5320)6847

